

医療法人 薫風会 佐野病院附属
低侵襲内視鏡診断治療研究所 寄附受入規程

(目的)

第1条 この規程は、医療法人佐野病院附属低侵襲内視鏡診断治療研究所(以下「研究所」という。)が受ける寄附金品の会計経理について適正を期することを目的とする。

(寄附受入の原則)

第2条 研究所は、規定する業務に対する寄附に限り、これを受けすることができる。

2 寄附金品は、所長において受領するものとする。

(寄附受入の条件)

第3条 研究所は、寄附をしようとする者が次の各号に掲げる条件を付したときは、寄附を受け入れることができない。

- 1 寄附により取得した財産を無償で寄附者に譲与または貸与すること
 - 2 寄附による研究の結果得られた知的財産等を寄附者に譲渡し、または使用させること
 - 3 寄附金品の使用について、寄附者がその会計を検査すること
 - 4 前各号に掲げるもののほか、寄附をしようとする者が研究所に対してその他の反対給付を求めること
 - 5 寄附の申込み後に、寄附者の意思により、寄附金等の全部または一部を取り消すことができるもの
- 2 前項に掲げるもののほか、次の各号に掲げるものは受け入れてはならない。
- 1 寄附金品の受け入れに伴い、研究所の経費支出が著しく増大するおそれのあるもの
 - 2 寄附をしようとする者の社会的な立場や信用に問題のあるもの
 - 3 その他所長が適当でないと認めるもの

(職員個人への寄附の取扱)

第4条 研究所の職員個人が次の各号の一に該当する寄附を受領した場合は、当該寄附を研究所に寄附しなければならない。

- 1 当該職員の職務上の研究に対するもの。
- 2 当該寄附に係る研究を研究所の施設または設備等を使用して実施するもの。

(寄附の受入)

第5条 寄附受入れの決定は所長が行う。

- 2 所長は、様式1に定める寄附申出書により、寄附の申出を受けるものとする。
- 3 所長は、寄附を受入れることが適当であると認めるときは、様式2に定める寄附受入書を、適当でないと認めるときは様式2-2に定める寄附辞退書をそれぞれ寄附申出者に送付するものとする。

(寄附の受領)

第6条 所長は、寄附金を受領したときは、寄附者に対し様式3に定める寄附金領収書を送付するものとする。ただし、寄附が物品等である場合は様式3-2に定める寄附受領書を送付するものとする。

- 2 寄附金等が目的を指定しないものである場合は、研究所は当該寄附金等を研究所の業務運営の費用として使用するものとする。
- 3 寄附金は、専用の銀行口座を設けて管理するものとする。

(管理費の控除)

第7条 研究所は、納入された寄附金の額の40%を管理費として徴収するものとする。

(寄附の使用)

第8条 寄附金品は、寄附の目的に従い適切に使用しなければならない。

(寄附金の目的の変更)

第9条 目的を指定した寄附金について、次の各号の一に該当する場合は、目的を他の研究に変更することができる。

2

1万円未満となった寄附金の残高

附 則

(施行期日)

この規程は、平成25年9月1日から施行する。